

まるっと解説！

教えて！「民泊」Q & A

徳島県「民泊」解説ハンドブック

平成28年7月

徳島県民泊推進検討会

Q 1 「民泊（みんぱく）」というのはどういうものですか？	2
Q 2 友人や知人を民家に泊める場合でも、法律上の営業許可が必要なのですか？	2
Q 3 「民泊」サービスを行う場合、どのような手続きが必要ですか？	3
Q 4 簡易宿所が備えなければならない施設の基準を教えてください。	4
Q 5 簡易宿所はどこでも開設出来るのでしょうか？	7
Q 6 簡易宿所を開設するためには、どのような手続きが必要ですか？	8
Q 7 簡易宿所で食事の提供はできますか？	9
Q 8 「農家民宿（農林漁家民宿）」とはどういうものですか？	9
Q 9 「体験宿泊（体験学習民泊）」や「ホームステイ」、「お試し移住」については、旅館業法等の許可は不要ですか？	11
Q 10 「イベント民泊」とはどういうものですか？	12
Q 11 「国家戦略特区」として民泊を推進している地域があると聞きましたが、 どういものですか？	12
Q 12 「民泊」の制度が規制緩和されると聞きましたが？	12
Q 13 今持っている空き家をリノベーションして、活用したいのですが、支援 制度はありませんか？	14
Q 14 自宅を改修・耐震化して民泊を行いたいのですが、支援制度はありませ んか？	15
その他関係法令等の問合せ先 一覧	16

Q1 「民泊（みんぱく）」というのはどういうものですか？

最近、「民泊」という言葉をよく聞くようになりました。「民泊」とは、読んで字のごとくホテルや旅館ではなく、「民家に泊まること」です。

この民家への宿泊として、近年、注目が集まっているのは、戸建て住宅の空き部屋や、マンションなどの賃貸住宅の空き室に、観光客などを泊めることで、料金を徴収する営業形態です。

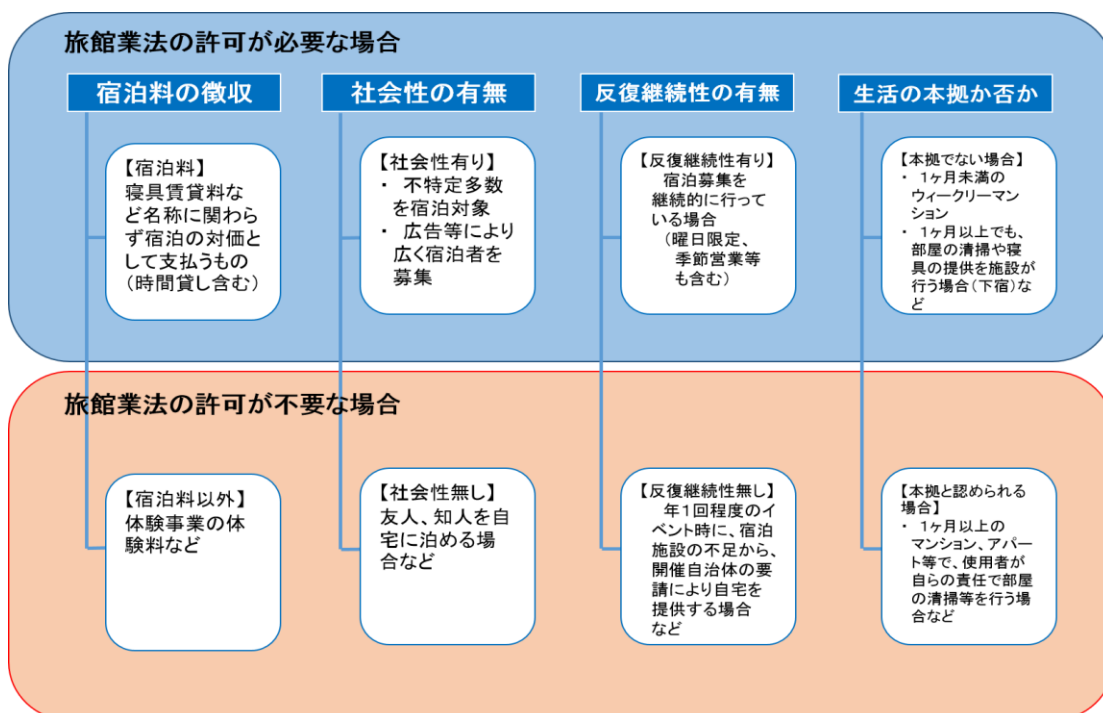
このことを「民泊」と呼び、特に都市部では、外国人観光客の爆発的な増加に合わせて、こうした「民泊」サービスを提供する施設が増えています。

ここで、気をつけなければいけないのは、料金を徴収して「民泊」サービスを行う場合には、通常、旅館業法という法律に定められている営業許可が必要になることです。

Q2 友人や知人を民家に泊める場合でも、法律上の営業許可が必要なのですか？

民家に泊めるといえば、多くの皆さんが経験されているように、友人や親戚を、自宅に泊めるというのが一般的でしょう。

しかし、この場合、特にその自宅については、友人・知人に対してだけ宿泊を提供しているため、反復継続性が無く、社会的に「宿泊施設」と認知されているわけではないため、一般的には旅館業法は適用されません。



Q3 「民泊」サービスを行う場合、どのような手続きが必要ですか？

Q1でも書いてありますように、個人の方が、自宅や空き家の一部を利用して行う場合（民泊サービス）であっても、「宿泊料を受けて人を宿泊させる営業」に当たる場合には、「旅館業法」の許可が必要となります。

旅館業法では、洋風施設で宿泊を提供する「ホテル営業」、和風施設で宿泊を提供する「旅館営業」のほか、多人数で客室や洗面設備等を共用する「簡易宿所営業」及び1月単位で宿泊を提供する「下宿営業」の4種類があり、民泊サービスを提供する場合、一般的には、この「簡易宿所営業」の許可が必要になると考えられます。

また、簡易宿所の営業にあたっては、「建築基準法」や「消防法」による構造や設備等の基準にも合致する必要があります。

なお、既存の建物であっても、用途を住宅から簡易宿所とする場合や、新築、改築、増築等を行うときは、建築基準法の対象となる場合がありますので、注意が必要です。

旅館業法の営業種別

ホテル営業

- ・ 洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの。

旅館営業

- ・ 和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のもの。

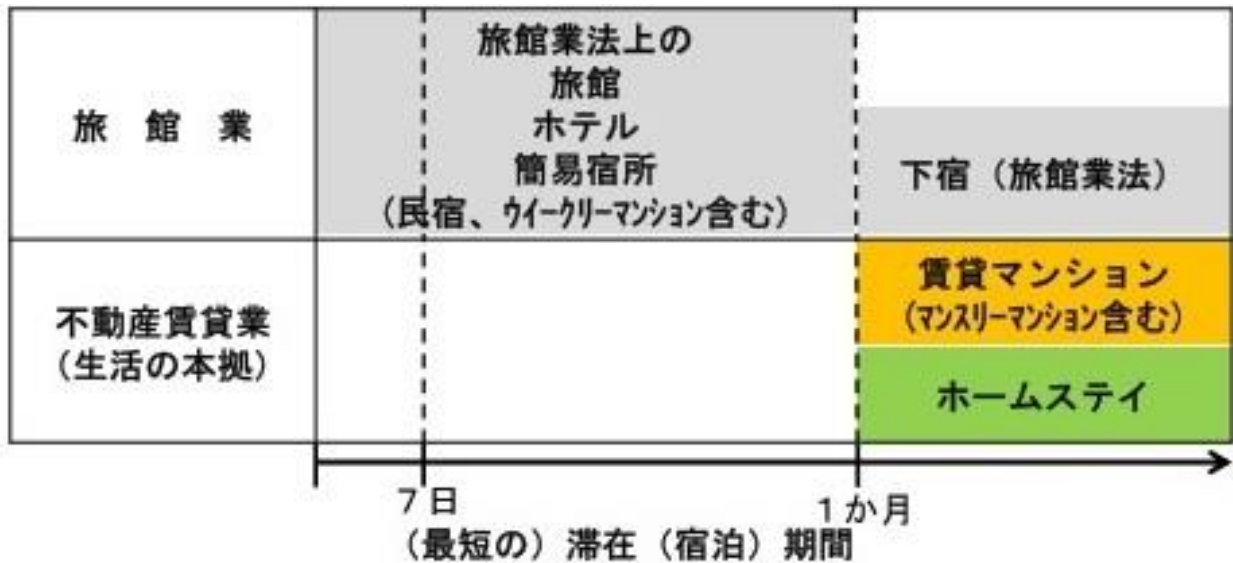
簡易宿所営業

- ・ 宿泊する場所を多人数で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のもの。

下宿営業

- ・ 施設を設け、1月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業。

旅館業と賃貸業の違い



Q 4 簡易宿所が備えなければならない施設の基準を教えてください。

旅館業法及び徳島県の条例では、施設の主な基準が、次の通り定められています。また、建築基準法等で防火・避難に関する基準が定められています。

【客室の広さ】

客室は、33㎡以上の延床面積が必要となります。

- ※ 但し、宿泊者の数が10人未満の場合は、

$$\frac{3.3\text{㎡} \times \text{宿泊者数}}{\text{}} \text{以上の延床面積が必要となります。}$$

また、徳島県の条例では、一客室の床面積を7㎡以上とすることが規定されています。

- ※ 天井の高さは2.1m以上必要であり、
 窓のない部屋は客室として認められません。

客室の延床合計は
「3.3㎡×宿泊者数」以上
一部屋面積は「7㎡」以上



【ベッド】

階層式のベッドを設置する場合、上段と下段の間隔は、おおむね1 m以上でなければなりません。

また、その場合には、寝台は二層とし、幅は0.9 m以上、長さは1.8 m以上とする必要があります（徳島県条例）。

【その他施設】

- ・ 適切な換気・採光・照明・防湿、そして排水の設備が必要です。
- ・ 近接して公衆浴場がある等、入浴に支障をきたさないと認められる場合を除いて、宿泊者数に応じて適切な規模の入浴設備を設置する必要があります。
- ・ 宿泊者数に応じて、適切な規模の洗面設備を設置する必要があります。
- ・ 適切な数のトイレを設置する必要があります。
- ・ 徳島県の条例では、宿泊客と面接が出来る「『帳場』その他これに類する設備」の設置が義務づけられています。
- ・ 住宅を簡易宿所に変更する場合、浄化槽の必要人槽が増える場合があります。

【防火・避難に関する基準】

- ・ 建築基準法では、簡易宿所に対しては、居室と廊下との間の防火上重要な間仕切り壁や、階段寸法などについて、規制がかかります。
- ・ 消防法では、一般住宅と併用する場合（客室の床面積が、住宅部分の床面積の半分より小さい場合に限る）であって、旅館用途部分の床面積が50㎡以下の場合、一般住宅と同じ扱いになります。

それ以外の場合については、消火器・誘導灯・消防機関連絡用火災報知機等が必要になります。

建築基準法による規制（概要）

	ホテル・旅館・簡易宿所	
		2階建て以下・200㎡未満
界壁・間仕切壁	準耐火構造として天井裏に達する	準耐火構造として天井裏に達する 各個室に住宅用火災報知器を設置した場合、規制緩和されることがある。
用途による耐火建築物要求	① 3階建て以上の場合 ② 2階の部分の床面積合計が300㎡以上の場合	適用無し
廊下の幅	居室床面積合計が200㎡超の階の場合 (1) 中廊下 1.6m以上 (2) 片廊下 1.2m以上	適用無し
居室から直通階段までの距離	① 主要構造部が準耐火構造又は不燃材料の場合 50m以下 ② それ以外の場合 30m以下	ほぼ適用無し
2以上の直通階段	① 主要構造部が準耐火構造又は不燃材料の場合、宿泊室の床面積合計が200㎡超の階 ② それ以外の場合、宿泊室の床面積合計が100㎡超の階	ほぼ適用無し
避難階段の設置	5階以上の階	適用無し
排煙設備の設置	延べ面積500㎡超※	適用無し※
非常用照明装置の設置	①居室 ②避難経路	ほぼ適用無し
内装制限	① 居室及び避難経路の内装仕上げを準不燃材料等とする (1) 耐火建築物の場合→3階以上の床面積が300㎡以上 (2) 準耐火建築物の場合→2階の床面積が300㎡以上 (3) その他の場合、床面積が200㎡以上 ② 火気使用室の内装仕上げは準不燃材料とする	火気使用室の内装仕上げは準不燃材料とする
屋内階段の寸法	① 直上階の居室の床面積の合計が200㎡超の場合 (1) 階段及び踊場の幅 120cm以上 (2) けあげ 20cm以下 踏面 24cm以上 ② それ以外の場合 (1) 階段及び踊場の幅 75cm以上 (2) けあげ 22cm以下 踏面 21cm以上	(1) 階段及び踊場の幅 75cm以上 (2) けあげ 22cm以下 踏面 21cm以上

※500㎡以下でも排煙上有効な開口は必要。

消防用設備基準について

住宅の一部を民泊として活用する場合に想定される消防用設備等について

一般住宅の一部を民泊として活用する場合

- 民泊部分が小さければ、新たな規制はかからない。



図1 民泊部分が建物全体の半分未満で50㎡以下である場合
⇒ 建物全体が一般住宅として取り扱われる

○消防用設備等の設置は不要。
(ただし、全ての住宅に設置義務がある住宅用火災警報器は設置が必要。)

- 民泊部分が大きい場合、新たに設置が必要となる設備は、消火器、自動火災報知設備、誘導灯が想定されるが、消火器は建物の延べ面積が150㎡未満の場合は不要であり、自動火災報知設備も、建物の延べ面積が300㎡未満の場合は民泊部分のみに設置すれば足りる。

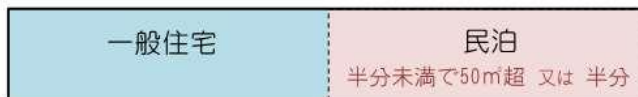


図2 民泊部分が建物全体の半分未満で50㎡超又は建物全体の半分の場合
⇒ 建物全体が用途が混在する防火対象物として取り扱われる

○必要となる消防用設備等
①消火器…民泊部分の床面積が150㎡以上の場合
②自動火災報知設備…民泊部分のみ※(注1)
③誘導灯…全て(注2)

※ 建物全体の延べ面積が300㎡以上の場合、建物全体に自動火災報知設備の設置が必要となる。



図3 民泊部分が建物全体の半分よりも大きい場合
⇒ 建物全体が宿泊施設として取り扱われる

○必要となる消防用設備等
①消火器…建物の延べ面積が150㎡以上の場合
②自動火災報知設備…全て(注1)
③誘導灯…全て(注2)

注1 既存の建物であっても無線方式の導入により簡便な追加工事に対応可能

注2 農家民宿等については、一定の条件を満たす場合は設置不要。また一定の面積以下の居室の出入口には設置不要

参考1 ホテル、簡易宿所等に設置すべき消防用設備等

○消火器 - 150㎡以上の場合 ○自動火災報知設備 - 全て ○誘導灯 - 全て(上記注2の緩和規定の適用有)

参考2 宿泊施設として取り扱われる部分のカーテン、じゅうたん等は防災物品とすることが必要

Q5 簡易宿所はどこでも開設出来るのでしょうか？

- ・ 建築基準法では、都市計画区域の次の地域・区域では、簡易宿所など旅館業法に関する建築物が建てられないこととなっています。

【用途地域】

- 「第1種低層住居専用地域」「第2種低層住居専用地域」
- 「第1種中高層住居専用地域」「第2種中高層住居専用地域」
- 「工業地域」「工業専用地域」

【区域】

区域区分が定められている都市計画区域内の「市街化調整区域」

なお、既存の住宅の用途を変更して、民泊用の簡易宿所とする場合についても、同様に規制が適用されますので、前述の地域ではそのような利用は出来ないこととなります。

- ・ 旅館業法や徳島県の条例では、学校や福祉施設、図書館などの周囲 100m の区域内では、こうした施設的环境を著しく害するおそれがある場合、営業の許可を受けることが出来ない場合があります。

Q 6 簡易宿所を開設するためには、どのような手続きが必要ですか？

簡易宿所として営業を始める前に、施設所在地の保健所長の許可をとる必要があります。

Q 4、Q 5に記載のとおり、旅館業には、様々な基準が定められていますので、施設を建設・改築する前に、図面を持って管轄保健所の食品衛生担当又は生活衛生担当へ相談してください。

また、申請にあたっては、建築基準法や消防法における要件が合わせてチェックされますので、保健所への申請に先立って、それぞれの法律を所管する各地域の建築指導担当及び消防担当で、事業計画について相談・手続きを平行して進める必要があります。（建築基準法の手続きが必要な場合があります。）

【簡易宿所営業の許可申請に必要な書類等】

- (1) 所定の申請書
- (2) 申請書別紙（営業の施設の構造設備について記載）
- (3) 構造設備を明らかにした平面図及び立面図
- (4) 設置場所のおおむね200mの区域内の見取り図
- (5) 法人にあつては、定款又は寄付行為の写し及び登記簿の謄本
- (6) 消防法令適合通知書
- (7) 建築基準法に基づく検査済証の写し
- (8) 申請手数料22,000円（徳島県収入証紙として）

Q 7 簡易宿所で食事の提供はできますか？

設備を設けて宿泊者へ飲食物を提供する場合には、食品衛生法上の「飲食店営業」の許可が必要です。

施設内で調理する場合はもちろん、調理せず、外部の仕出し屋などから配達されたものを提供するだけの形式でも、許可は必要となりますので気をつけてください。

また、許可の要件として宿泊者に食事を提供するための調理場については、自宅の台所とは別に設置し、「営業専用」とする必要があります。

なお、宿泊者自らが外部に出前等を注文し、飲食する場合は、この限りではありません。

Q 8 「農家民宿（農林漁家民宿）」とはどういうものですか？

農業や漁業などの体験を行うことを目的として、施設を設けて人を宿泊させ、宿泊者へ農林漁業体験を提供する施設のことで、「農林漁業体験民宿」、「農家民宿」などと呼ばれています。

旅館業法、建築基準法及び消防法の規制緩和や、各都道府県独自の弾力的運用により、比較的容易に開業できるようになっており、徳島県では「とくしま農林漁家民宿」のネーミングで開業推進を図っています。

本制度を利用して開業するには、まず、徳島県の総合県民局又は東部農林水産局の審査を受け、「とくしま農林漁家民宿」に該当することの「確認書」の交付を受ける必要があります。

【緩和される基準について】

- 旅館業法
 - ・ 客室延床面積が 33 ㎡未満であり、かつ、宿泊者 10 人未満であれば、トイレや洗面施設等の数の緩和や、家族等との共用が可能となります。
- 食品衛生法（飲食店営業）
 - ・ 営業に用いる調理場は、家族用の調理場と共用が可能となります。
 - ・ 洗浄設備の数、床・内壁の材質の基準等が緩和されます。

- 消防法
 - ・ 誘導灯などの設置が必要になる場合についても、一定の条件のもと設置不要となります。
- 建築基準法
 - ・ 住宅の一部を利用してサービスを提供し、客室の床面積の合計が33㎡未満、各室から容易に直接避難が可能で避難上支障が無い場合、住宅と同じ扱いになり、防火、避難設備等の基準が緩和されます。
- 浄化槽法
 - ・ 住宅の一部を利用してサービスを提供し、客室の床面積の合計が33㎡未満の場合は、住宅と同じ扱いになります。

農家民宿における規制緩和について

全国における規制緩和

- ① 農林漁家が民宿を行う場合の旅館業法上の面積要件の撤廃(H.15)

簡易宿所の民宿を開業する場合、33㎡以上の客室面積が必要

→

33㎡に満たない客室面積でも、簡易宿所営業の許可を得ることが可能
- ② 農家民宿が行う送迎輸送を道路運送法の許可対象外として明確化(H.15)

宿泊者に対する送迎が「白タク営業」にあたるのでは？

→

宿泊サービスの一環として行う送迎輸送は原則として許可対象外であり、道路運送法上の問題は無い。
- ③ 農家民宿が行う農業体験サービスを旅行業法の対象外として明確化(H.15)

農家民宿が行う体験ツアーの販売・広告は、旅行業法に抵触するのでは？

→

農家民宿が自ら提供する運送・宿泊サービスに農業体験を付加して販売・広告することは、旅行業法に抵触しない。
- ④ 農家民宿における消防法の消防用設備等の設置基準の柔軟な対応(H.16)

農家民宿も通常の民宿と同じ消防用設備等の設置を義務付け

→

地元の消防長又は消防署長の判断により、誘導灯等を設置しないことが可能
- ⑤ 農家民宿に関する建築基準法上の取扱いの明確化(H.17)

農家が囲炉裏や茅葺き屋根のある自らの住宅を民宿として利用する場合でも、火災時の延焼を防ぐ内装を義務付け

→

小規模で避難上支障がなければ、新たな内装制限は適用しないことを明確化

⑥ 農地法施行規則に農業生産法人の業務に民宿経営等を追加(H.17)

民宿経営は農業生産法人の行う農業関連事業の範囲外

→

農業生産法人の行う事業に農業体験施設の設置・運営や民宿経営を追加

⑦ 余暇法の農林漁業体験民宿業者の登録の対象範囲の拡大(H.17)

登録の対象である農林漁業体験民宿業者の範囲を農林漁業者又はその組織する団体に限定

→

登録対象を「農林漁業者又はその組織する団体」以外の者が運営するものにも拡大

都道府県段階における規制緩和

○ 農家民宿に関する食品衛生法上の取扱いに関する条例改正等を要請(H17) <厚生省、農水省 → 都道府県等へ要請通知>

農家民宿において飲食物を提供する場合には、飲食店営業の許可が必要であるが、その際、都道府県等が条例で定める通常の飲食店営業と同じ許可基準を適用

(営業専用の調理施設必要等)

既存の家屋で農家民宿を行う場合には、一回に提供する食事数や講習会の受講等により施設基準の緩和が可能であることから、都道府県等に対し条例の改正の検討や弾力的な運用について要請(家族兼用の調理場を認める等)

Q9 「体験宿泊（体験学習民泊）」や「ホームステイ」、「お試し移住」については、旅館業法等の許可は不要ですか？

「体験学習民泊」

児童生徒等が、学習のために、農家や漁家に滞在し、農山漁村生活を体験する場合であって、地元の市町村等で組織された協議会が受入窓口となり、宿泊料を受けず、提供する体験学習の指導料のみを受け取る場合については、通常、「体験宿泊」や「教育旅行」と呼ばれ、旅館業法による許可が不要になります。

徳島県内では、現在県南部の「南阿波よくばり体験推進協議会」や県西部の「そのの郷山里物語」が窓口となり、県内外の児童・生徒を積極的に受け入れ、様々な体験学習を提供しています。

「ホームステイ」

スポーツや文化の交流の一環として、学生などを一般の家庭に受け入れる場合の、いわゆるホームステイはどうでしょうか。

この場合は、「生活の本拠」を、ホームステイ先に移している、ホームステイの家庭と一緒に生活をしている、という形で整理されるため、旅館業法の適用は受けません。

「お試し移住」

いま、地方創生が叫ばれ、地方への移住が注目されています。この移住に先立って、地域の雰囲気を感じ、慣れるために、まずは「お試し移住」の形で短期間来られる方がいます。

移住を希望されていて、その移住先として、空き家の購入や長期賃借を検討している方が、対象となる空き家に短期居住する場合については、旅館業法の適用を受けません。

Q10 「イベント民泊」とはどのようなものですか？

年に1回、コンサートやお祭りなどの大規模イベントに合わせて、不足する宿泊施設を補うために、開催地となる市町村の要請を受けて、自宅を宿泊施設として提供するものです。

Q2に記載のとおり、反復継続されない宿泊の提供であり、旅館業法の適用はありません。

このことから、開催地である市町村については、トラブル防止と、衛生面に関する事故防止の観点から、保健所や警察等へ、イベント民泊を実施することを周知するなど、関係組織と十分に連携するとともに、イベント民泊の宿泊先を把握しておく必要があります。

また、宿泊提供者への研修実施や、イベント民泊に関するトラブル発生に備えた相談窓口の設置、宿泊後のアンケートの実施など、イベント民泊を積極的かつ円滑に実施するための、手続きや留意事項等が観光庁と厚生労働省が作成した「イベント民泊ガイドライン」に記載されています。

Q11 「国家戦略特区」として民泊を推進している地域があると聞きましたがどういものですか？

外国人誘客の拡大に伴う宿泊施設の不足解消を念頭に、国から「国家戦略特区」としての地域の指定を受け、マンションやアパートの空き室を、一定の条件を満たす場合に、賃貸借契約に基づき、宿泊施設として開放するものです。

ただし、この制度を活用するためには、「国家戦略特区」としての地域の指定を受ける必要があるため、現在のところ、徳島県では実施できません。

Q12 「民泊」の制度が規制緩和されると聞きましたが？

東京オリンピック・パラリンピックを控え、既に飽和状態になっている都市部の宿泊施設が、益々不足することを踏まえ、現在、政府では、民泊の一層の拡大を検討しています。

既に、政府の諮問機関である規制改革会議からは、一般住宅やマンションの空き室などの利用を想定した規制緩和の方針が打ち出されており、既存の旅館業法などの規制とは異なる別の法律を整備するために、平成28年度現在、法案の検討が進められています。

政府は、平成28年度中には、法案の国会提出を予定しています。

【現在の民泊規制緩和の方向性】

- ・ 民泊施設とするためには、旅館業法の「許可」ではなく、「届出」制とすること。
- ・ 住宅扱いとすることで、都市計画法上の「住居専用地域」での営業を可能とすること。
- ・ 民泊の種類として、家主居住型その他、家主不在型（空き家・空き室を利用するもの）もあるが、この場合は、施設管理者を登録する制度とすること。
- ・ 民泊を仲介する事業者についても「登録制」とし、説明義務等を課すこと。
- ・ 一般住宅を民泊施設として提供するための要件緩和の条件として、民泊施設としての営業日数を制限することを想定していること（180 日以下の範囲で適切な日数を検討中）。

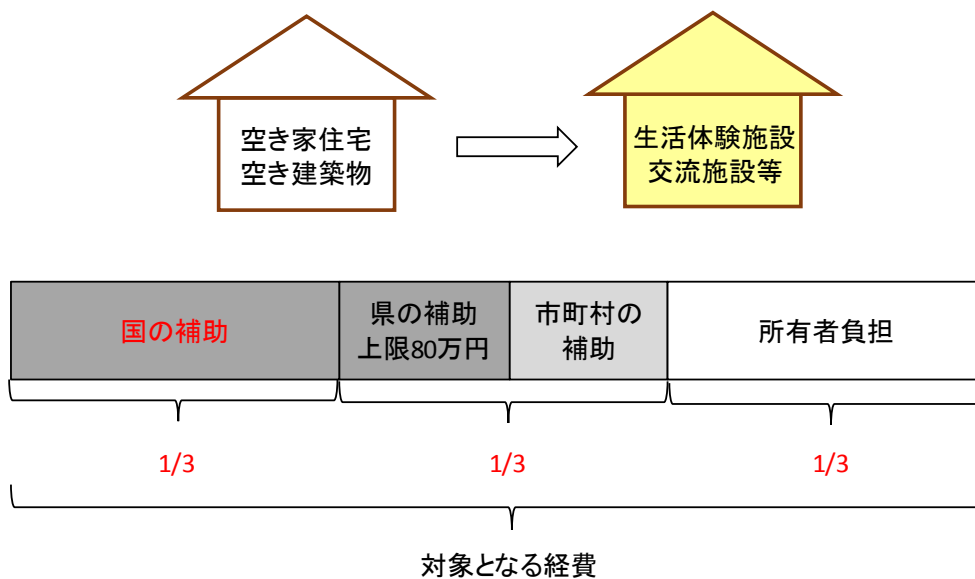
Q13 今持っている空き家をリノベーションして、活用したいのですが、支援制度はありませんか？

徳島県では空き家の利活用を促進するため、生活体験施設等へのリノベーション補助に取り組む市町村を支援する補助制度を設けています。

制度の詳細については、徳島県住宅課までお問い合わせください。

徳島県 県土整備部 住宅課 空き家対策担当
電話 088-621-2597 FAX 088-621-2871

(制度の概要図)



Q14 自宅を改修・耐震化して民泊を行いたいのですが、支援制度はありますか?

徳島県では、耐震化及び耐震化に合わせて行うリフォームについて、助成制度を設けています。

また、市町村では、独自にリフォームに関する助成制度を設けているところがあります。助成を受けるための手続きについて詳しくは、対象となる住宅のある市町村にお問い合わせください。

住宅の改修にかかる助成制度 問合せ先

H28.4時点

	①	②	③	④	問い合わせ先	
	耐震改修 60万円 (補助率2/3)	簡易な耐震 + リフォーム 40万円 (補助率1/2)	耐震シェルター 設置 80万円 (補助率4/5)	リフォーム	①・②・③	④
徳島市	○ (上乗せあり)	○ (上乗せあり)	○	○	建築指導課 088-621-5272	住宅課 088-621-5285
鳴門市	○	○ (上乗せあり)	○	○	まちづくり課 088-684-1164	
小松島市	○ (上乗せあり)	○ (上乗せあり)	○	○	住宅課 0885-32-2120	
阿南市	○ (上乗せあり)	○ (上乗せあり)	○	○	住宅・建築課 0884-22-3431	
吉野川市	○ (上乗せあり)	○ (上乗せあり)	○	-	建築営繕室 0883-22-2224	
阿波市	○ (上乗せあり)	○ (上乗せあり)	○	○	危機管理課 0883-36-8703	住宅課 0883-36-8731
美馬市	○ (上乗せあり)	○ (上乗せあり)	○	○	建設課 0883-52-5612	
三好市	○ (上乗せあり)	○ (上乗せあり)	○	-	管理課 0883-72-7681	
勝浦町	○ (上乗せあり)	○ (上乗せあり)	○	-	建設課 0885-42-1506	
上勝町	○	○ (上乗せあり)	○	-	建設課 0885-46-0111	
佐那河内村	○	○ (上乗せあり)	○	○	建設課 088-679-2970	
石井町	○	○ (上乗せあり)	○	○	防災対策課 088-674-1171	建設課 088-674-1117
神山町	○	○ (上乗せあり)	○	△ (若者向け)	建設課 088-676-1514	住民課 088-676-1113
那賀町	○ (上乗せあり)	○ (上乗せあり)	○	-	防災課 0884-62-1183	
牟岐町	○ (上乗せあり)	○ (上乗せあり)	○	-	建設課 0884-72-3418	
美波町	○ (上乗せあり)	○ (上乗せあり)	○	○	消防防災課 0884-77-3619	
海陽町	○	○ (上乗せあり)	○	-	建設課 0884-73-4159	
松茂町	○ (上乗せあり)	○ (上乗せあり)	○	-	建設課 088-699-8718	
北島町	○ (上乗せあり)	○ (上乗せあり)	○	○	危機情報管理室 088-698-9807	生活産業課 088-698-9806
藍住町	○ (上乗せあり)	○ (上乗せあり)	○	-	総務課 088-637-3111	
板野町	○	○ (上乗せあり)	○	-	建設課 088-672-5996	
上板町	○	○ (上乗せあり)	○	○	企画防災課 088-694-6824	
つるぎ町	○	○ (上乗せあり)	○	○	危機管理課 0883-62-3111	住宅課 0883-62-3115
東みよし町	○ (上乗せあり)	○ (上乗せあり)	○	○	建設課 0883-79-5342	

※市町村により、状況が異なりますので、詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

【その他関係法令等の問合せ先 一覧】

旅館業法・食品衛生法 問合せ先

地域	問合せ先	電話番号	FAX番号
徳島市、鳴門市、小松島市、勝浦郡、名東郡、名西郡、板野郡	徳島保健所食品衛生担当	088-652-5154	088-652-9334
吉野川市、阿波市	吉野川保健所生活衛生担当	0883-24-1114	0883-22-1760
阿南市、那賀町	阿南保健所生活衛生担当	0884-28-9870	0884-22-6404
海部郡	美波保健所生活衛生担当	0884-74-7345	0884-74-7365
美馬市、つるぎ町	美馬保健所生活衛生担当	0883-52-1017	0883-53-9446
三好町、東みよし町	三好保健所生活衛生担当	0883-72-1122	0883-72-6884

建築基準法 問合せ先

地域	問合せ先	電話番号	FAX番号
徳島市	徳島市都市整備部 建築指導課	088-621-5272	088-621-5273
小松島市、北島町、藍住町、勝浦町、上勝町、佐那河内村、神山町、鳴門市、松茂町、板野町	徳島県東部県土整備局 (徳島庁舎)	088-653-8819	088-653-9029
吉野川市、阿波市、石井町、上板町	徳島県東部県土整備局 (吉野川庁舎)	0883-26-3714	0883-26-3992
阿南市、那賀町、美波町、牟岐町、海陽町	徳島県南部総合県民局 県土整備部 (阿南庁舎)	0884-24-4214	0884-24-4654
美馬市、つるぎ町	徳島県西部総合県民局 県土整備部 (美馬庁舎)	0883-53-2214	0883-53-2083
三好市、東みよし町	徳島県西部総合県民局 県土整備部 (三好庁舎)	0883-76-0609	0883-76-0452

消防法 問合せ先

地域	問合せ先	電話番号	FAX番号
全域	徳島県危機管理部 消防保安課消防担当	088-621-2284	088-621-2849

「とくしま農林漁家民宿」問合せ先

地域	問合せ先	電話番号	FAX番号
徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、勝浦郡、名東郡、名西郡、板野郡	徳島県東部農林水産局 企画総務担当	088-626-6514	088-626-8733
阿南市、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町	徳島県南部総合県民局産業交流部<美波> 県南魅力発信担当	0884-74-7381	0884-74-7377
美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町	徳島県西部総合県民局農林水産部<美馬> にし阿波農林企画担当	0883-53-2271	0883-53-2084

※なお、本文中の挿図表については、関係省庁作成のものを参考に、徳島県にて作成したものである。

発行日 平成 28 年 7 月 20 日 (Ver. 1.0)
編集 徳島県民泊推進検討会
事務局 徳島県政策創造部地方創生局
地方創生推進課発信戦略担当
TEL 088-621-2130
FAX 088-621-2829